

被告社会福祉法人東京都社会福祉事業団代理人

乙14, 乙23号証, それぞれあなたの陳述書ですが, これについて, あなたの書いたものですね。

はい。

内容は全て事実で間違いありませんか。

はい, 間違いありません。

あなたは平成13年4月から七生福祉園終寮。それ以前はどういう経歴ですか。

昭和52年度に入都いたしましたして, 八王子福祉園に保育士として4年間, 勤務しておりました。その後, 都立柴崎保育園に11年間おりました。そしてまた都立町屋保育園に5年間, その時に主任に昇任いたしましたして, 平成9年4月に八王子福祉作業所というところで福祉士として4年間, 勤務しておりました。平成13年度に七生福祉園に転勤してきました。福祉の仕事を27年間やらせていただいております。現在も身分は公務員ですか。

そうです。

寮では先程の猪俣さんと同じように生活支援をおやりになってますね。

はい。

具体的にはあなたはどのような仕事をやってるんですか。

1人1人のニーズに合った個別支援計画がございまして, それに沿って, どんな方でもいきいきと, そして自信を持って生活できるように, そういう目的を持って支援しております。

個別的にということですから, 入居者全員についてあなたも把握をしていらっしゃるということですか。

もちろんです。

そうしますと, 進さんについても生活習慣などの生活状況, それから能力及

び行動というようなことについてもあなたは知っていच्छやると見ていいですか。

はい。

それにあった生活支援をしてたわけですね。

はい、そのとおりです。

眼球上転に関してですけども、乙14号証の陳述では、散歩中のということについてを書かれていましたが、言葉少なくなるということ以外は普段どおりの行動及び判断することができていたとあなたは理解してるということですか。

はい。

それについては間違いないですね。そうすると、トイレや入浴についても若干書かれておりますが、あなたのような女性の職員は男性である進さんのトイレ、入浴などについてかかわりを持ちますか。持つことがあるんですか。

同性介護を前提として支援しておりました。しかし、緊急時の時は別です。

緊急時の場合は、あなたは女性ですけども、利用者が男性であっても必要な介助をやるということですか。

はい。

事故当日、進さんは入浴のための介助を必要とする判断しましたか、しないでいいと思ってましたか。

先程も述べましたように、同性介護を前提としてやっておりましてけれども、進さんの場合は全て自分で判断ができて、またトイレ、それから入浴にかかわらず、さまざまな面で自分で判断をして全部やっておられた方なので、特別な介助を必要とする方ではありませんでした。ただ、入浴の時に風呂の支度ができましたよという声かけはしておりました。

そうすると当日は午後5時半頃、入浴したのかな。

それは存じ上げません。

何かにちょっと書いてあったな。あなたの陳述書かな。食缶を取りに行ったのは。食事の準備にあなたは行ったわけでしょう。食缶を取りに行って、その界限で何時から何時頃、入って、入れたということは分かりませんか。

私が進さんを把握しているのは食缶取りに行くという時間と。

それはどのくらいの時間ですか。

食缶取りに行くという申し出があったのが4時20分でした。

それは進さんがあなたに。

はい。遅番者とそれから夜勤者のほうに、どうしても今日は食缶取りに行かせてほしいという希望がありましたので、その時間帯に夜勤者と遅番者とで相談をしました。

それが4時半ね。

いいえ、4時20分です。その後に4時40分ですね。もう行くというので、当時、食缶取りは5時15分でした。時間的に、調理師棟にシャッターがあるんですけども、そのシャッターが開く時間が4時45分です。それで準備ができ次第、食缶をワゴン車に乗せて持ってくるという作業でした。それで進さんがワゴン車を持って食缶取りに出かけた時間が16時40分です。

4時40分、その時、食缶取りに行ったということですね。

そうです。

ということはその時はまだ入浴してないということですか。

しておりません。

その後の時間経過についてはあなたは何か覚えてますか。

はい。その後に16時55分に、ただいまーと嬉しそうに戻ってきました。で、玄関先にワゴン車を斜めに止めて、本当は真っ直ぐ止めな

くちやいけないんですけれども、斜めに止めて、外は寒かったよーと言って帰ってきました。で、ありがとうって言って、じゃあお風呂の支度をしてくださいねって声をかけて、嬉しそうに、何か1つ仕事を成し遂げたという感じで2階に上がっていきました。

それが4時55分の連続ですね。ただいまと言ってからの連続、あなたが声をかけて、2階に上がって。

連続といいますと。

その後。例えば4時56分、57分という時間の打つ、その後になってくるわけですね。あなたが声をかけた時間。

裁判長

2階に上がっていったのは5時あるいは5時前ということですね。

はい。

被告社会福祉法人東京都社会福祉事業団代理人

そこまではあなたが見てて、当然、お話もして階段を上がっていったわけですね。

はい。

それは本人1人で上がっていったわけですか。

もちろんです。

その時点では顔は見ましたか。

はい、見ました。

その時は眼球上転ではなかったですか。

はい、していませんでした。

そうしますと、進さんは今度はお風呂に入られたんですね。

はい。

これはあなたに対して、お風呂入るよとか、あなたが先程言ったような、お風呂に入りなさいとかと言った中で、どういうアクションというか、言葉な

り、行動なり、あなたは感じましたか。

その日は私は夜勤者でした。入浴の介助は遅番者、早川と木村が行っておりました。当日の勤務は女性勤務とあっても、普段、私どもでB勤者というんですけれども、遅番者です。普段ですと1人しか勤務してないんです。5時15分以降は夜勤者1人と、それから遅番者1名で入浴の介助、それから食事の支度、ずっと2人でやっていかなければいけないんですけれども、当日はたまたま遅番者が2名おりました。私は夜勤です。珍しく遅い時間帯に3名の勤務者がおりました。そこで私は引継ぎが終わって、進さんの食缶取りから戻ってきた時間を見計らって、ちょうど夜勤者の仕事である薬の配薬というのがあるんですけれども、その薬を遅番者に確認をしながらやらせていただいております。入浴の援助のほうは全て早川と木村、遅番者2名がやっておりますので、進さんが何時に入浴したのか、どういう形で準備をしたのかは私は見ておりません。

そうすると、あなたとすれば、階段を上がっていったまでが進さんを見た最後ということですね。

はい。

あなたの乙23号証には、時間的にどうも細かく書いてあるんですけれども、これは何をもとにお書きになりましたか。

当日、夜勤者で緊急事態が発生した時に時計を見たり、それからその時のメモが残っておりましたので、そのメモを参考にまとめたものです。

それはこの時間と左のほうに書いた内容がですね。

はい。

あなたは18時28分かな、木村さんから知らせを受けて浴室に行ったということですね。

はい。

それで見たと時にはもう既に上がってたと、湯船じゃなくて、あなた、引き上げられてる状態であるということですね。

はい。

そうすると、目はもうつぶっていたということでしょうか。

はい、つぶっていました。

あなたが見た時点では眼球上転の状態であったかどうかということは分かってないのですか。

はい。

そうすると、これは又聞きになるかもしれないけど、木村さんも眼球上転の状態、要するに浴槽に倒れていたというようなことは言ってましたか。

いいえ、聞いておりません。

眼球上転の状態で事故になったということは誰も具体的には分からないということですね。

はい。

今、一方において、夜勤についてはもちろん同性介助が原則であるということとは言ってますけど、あなたの寮では以前も女性だけが夜勤、B勤になるようなことがありましたか。

ありました。

そうすると皆さん、一応はB勤だ、夜勤だという女性の方もあなた及び、先程の猪俣さんも含めて、福祉のプロなんですよ。専門職。

はい。

したがって、それはいざという時は間に合うと判断してますか。

間に合います。

相手が男性であっても、緊急事態の対応はできると思っていちゃいますか。

もちろんです。

それはどういう意味ですか。意識的に。

私は福祉の専門職でありますから、先程も申しましたように同性介助を前提としておりますけれども、緊急時の対応の時にはいつでも飛び込んでいくことができます。また、隣の寮にも応援できる体制もいつでも整えてありますので、自分達でできない時には緊急連絡網を使いまして、すぐに隣の椿寮に連絡を取れるように電話がつながっております。ですから大丈夫です。

体制としては緊急対応というのはできるんだということですね。

はい。

本件の場合、たまたま結果的に先に結果が発生しちゃってるということでしょうな。

そうです。

そうすると、今後も今のあなたの言い方からすると、やっぱり緊急時の対応、要するにリスクマネジメント対応は女性だけが仮に宿直等があっても、こなせると、対応できると理解してよろしいですか。

はい。

ということは勤務体制そのものは誤ってはいなかったとあなたは判断してますか。

はい。

原告ら代理人（大石）

柊寮の利用者は全員が単独入浴できるわけではないですよね。

はい。

事件当時、男子の利用者は何人ですか。

申し訳ありません、覚えておりません。

総勢24人ということを猪俣さんはおっしゃったんですが、それは間違いな

いですか。

はい、間違いありません。

半分ぐらいは男性ですか。

半分以上、男性です。

その男性について単独入浴ができない人もいましたか。

はい、おりました。

何らかの見守り、あるいは一緒に入るとかいうことが必要な人がいましたね。

はい、おりました。

そういう利用者がいるという前提で女性の職員だけだと、単独入浴できない人達はその日は風呂に入れないということですか。

そうです。

それは職員の都合で仕方がないということですか。

いいえ、そうではありません。必要に応じてシャワーとか、そういうものをやっていた時もございます。

本件発生当時のことについてですが、柵寮に入っていた職員というのは木村さん、田倉さん、早川さんの3人ですか。

そうです。

利用者の人数は何人ですか。

その当日ですか。申し訳ありません。日誌には書いてあるんですけども、覚えておりません。

20人以上ですか、20人以下ですか。

当日ですか。20人以上いました。

ほぼ全員おられたということですか。

全員はおりません。帰宅中の方もおりました。

総員24人のうち、20人以上いたということですね。

はい。

あなたの陳述書を見ますと、乙23号証に入浴開始と入浴終了については男性利用者についても把握していますというふうに書かれているんですが、本件当日はやはり入浴開始と入浴終了については把握されていたんですか。

いいえ、把握しておりません。

それはなぜですか。

その日は遅番者が2名おりましたので、入浴の介助のほうは早川と木村のほうに任せてありました。

田倉さんが把握していないという意味ですか。

そうです。

そうすると早川さんとか木村さんは把握しているということですか。

はい。

この当日、進さん、記録に出てくる吉川さんのほかに誰がいつ入浴して、入浴を終わったかということについては木村さんか早川さんに聞かないと分からないということですか。

分かりません。

あなたは分からないですか。

はい。

事件の後にそういった、要するに誰がいつ入ったかというような調査は園として、あるいは寮としてされましたか。

されました。

その結果はどうでしたか。

どういうことでしょうか。

この事件の当日、誰がいつ入浴を開始して入浴を終了した。それは何人でどんな人かというようなことについて調査をされたということですよ。

はい、しました。

その結果についてはどうでしたか。

記録に残ってございますので見れば分かります。

あなたは今は分からないですか。

今は分かりません。それを見ないと分かりませんので。

その記録は何ていう記録ですか。

私どもの遅番者とそれから2人と、それから田倉、夜勤者ですね。3

人の動きを書いたまとめたものがございますので、必要であれば。

それを見ると、利用者の誰が入ったか、誰がいつ出たかということもはっきり分かるんですか。

はい、分かります。

その書面は今も残ってますか。

残っております。

進さんのことですけれども、この人は風呂に入る時、洗濯物を洗濯かごに入れて、廊下に出しておくということはありませんでしたか。

私は見ておりません。廊下に洗濯物を出すんですか。自分のかごに入れて、洗濯物を廊下に出すんですか。自分の部屋からですか。

浴室の外の廊下に。

いえ、私はそんなことは見たことありません。

当日ですが、あなたの陳述書によると、夜勤者と遅番の引継ぎというのが16時に始まりましたよね。

はい。

引継ぎというのは通常、何分ぐらいかかるんですか。

20分か、やっぱり30分はかかります。

本件では引継ぎ終了は16時50分というふうになってますが、何か延びた理由があるんですか。

はい、ございます。

それは何ですか。

それはまず引継ぎ中にお風呂場のほうからインターホンが鳴ったりとかして、その対応であったりとか、それから電話が鳴ったりとか、そういう対応がございました。それから陳述書の中にも書かれておりますけれども、前の日、7日の日に私、勤務しております、青木義和さんが風で熱を出したんですね。そのこともありました。それからそこにも書いてございますように、渡辺宏子さんという名前が載ってあると思うんですけれども、その方は当時、プレマリンというホルモン剤の処方をされまして半年間、生理が不順だったんですね。その時に保護者の方も心配されるほどだったんですけれども、半年、薬を飲み続けて、何か月かずつ検診を受けてたんですけれども、その時にちょうど、Dr. 藤井なんですけれども、今後の処方のあり方についてとか、それから保護者に説明するものとかそういうものの受診がございまして、それをどういうふうに保護者のほうに伝えていかなければいけないかということを相談していたところで、いつもよりも長くなったということは事実です。

乙23号証には、生理不順というふうに書いてありますけど、それは間違いないですか。

間違いございません。

乙23号証に、17時35分に宮宇地さんという人に成人式用の服を試着していた木村さんがというくだりがあるんですが、木村さんがそういう試着の作業をしていたということですか。

はい。わずか10分間でしたけれども、遅番者のもう1人の早川と相談をして、宮宇地さんに成人式の背広ですか、それを試着させておりました。

「わずか10分間」というのはどういう意味ですか。

2人とも入浴の介助をしておりましたので、その忙しさの中で宮宇地

さんに背広を着せて、似合うかなというふうにしておりました。
着付けの場所は1階ですか。

はい、勤務室です。

17時35分というのは正確な時刻なんですか。

はい。

10分間というのは、この17時35分から10分間ですか。

そう記憶しております。

甲第10号証（利用者事故等報告書写し）の別紙を示す

18時のところに、「2階の利用者は食事を開始。」と書いてありますよね。

はい。私はその時間帯には1階におりました、18時に。既にその時間の時には食事の配膳が、ほとんど私がおかずとか盛りつけ、終わっておりますので、当時、全員揃ってから食べるということではなくて、大体ちょっと変な言い方ですけども、1品ずつ渡されると食べてしまうという方もございましたので、それで6時にスタートしたというふうに書かれてあるんだと思います。

1階の食堂の利用者については全員、席について食事を始めたというふうにあなたの陳述書に書いてあるんですけど、それはそうですか。

はい。

食事を開始する時に利用者がどんなふうに、全員揃ってるかどうかというのが常であるというふうに聞いているんですが、それはそうですか。

そうです。

2階の食堂で食事を開始した時に、これは先程の甲10号証では18時となってるんですが、この時に全員いるかどうかの確認をしたかどうかというのはあなたは分からないということですか。

そうです。

結論的に言うと、していなかったわけですね。

そうです。私は18時に下におりましたので、その時の時点で開始の時間は2階の職員が全部、把握いたしますので、私は下におりましたので把握しておりません。

それはなぜ全員いることを確認しなかったのかということについては、木村さんに聞かないと分からないということですか。

そうですね。

本件発生時、それからそれ以後のことについてですが、発見した職員は木村さん。木村さんは2人いますけれど、木村澄江さんのほうですね。

はい。

すぐ呼ばれたのが田倉さん、あなたですか。

そうです。

あなたが行った時の状況ですが、進さんはもう浴槽の外に出てましたか。

はい、外に出ていました。

浴槽には便が浮遊していましたか。

いいえ、見ておりません。

浴槽自体を見ていないんですか。

はい。

あなたはお湯をかぶったというくだりがありますが、それは確かですか。

確かです。

お湯をかぶるというのは、どこのお湯をかぶったんですか。

湯船のお湯です。

湯船のお湯をかぶる時に、便が浮遊してるかどうかということは分からなかったですか。

分かりません。

進さんの状態ですが、左肩にやけどはありましたか。

いいえ、分かりませんでした。

甲10号証の別紙の19時55分というところの上から3行目に、「左肩にやけどがあったが発見時に蛇口からお湯が出っぱなしということで蛇口と体の位置関係について説明。」というふうに書いてありますね。

はい。

これを説明したのは誰ですか。

分かりません。

あなたではないですか。

私ではありません。

あなたは発見した時のこととか、その状況について誰かに説明したことはないんですか。

いいえ。

警察の人に説明しませんでしたか。

警察の方に説明したのは、当時の写真を撮りに来た状況と、それからどういう状況で進さんが横になっていたかとか、それだけです。

そうすると、あなたは木村さんの次に現場に駆けつけたけれども、左肩のやけどについては認識がないということですか。

はい。

それも木村さんに聞かないと分からないわけですね。

分かりません。

お湯の蛇口が開いていて湯があふれていた、それは事実ですね。

はい、事実です。

これは誰がそのお湯の蛇口を開けたのかということは、後の調査で分かりましたか。

分かりません。

湯の蛇口を開けたのは誰かという調査自体はしましたか。

しておりません。

湯をかぶったけども、熱くなかったということですよね。

はい。

お湯のほうの蛇口は出っ放しだったんですよね。

出っ放しでした。

通常、お湯の蛇口を開くと熱湯が出るんじゃないんですか。

いえ、熱湯ではありません。

ものすごく熱いお湯が出るんじゃないんですか。

ただ熱いお湯は出ます。

そうすると、湯が出っ放しで、しかしその湯船のお湯は熱くなかったということはどういうことになるんですか。

どうということといいますと。

熱いお湯が出っ放しだったら、湯船の湯はものすごい熱くなるんじゃないかと思うんですが、ところが、熱くなかったわけですよね。

はい、熱くありません。

それは何を意味してるんでしょうか。

湯船の中のお湯がぬるかったんだと思います。それで湯船のお湯が入ってた時に満杯ではなくて、多分、7分目ぐらいのお湯の高さだったと思うんです。それで入れても、当日のお湯は大分ぬるかったというふうに聞いておまして、ほかの早番の職員が帰った後に、今日はお風呂、ためておきましたけれども、ずいぶんぬるめですよというふうには聞いております。

湯が湯船からあふれてたわけですよね。

はい。

あふれるほど、お湯が出っ放しだったということですよね。

そうですね。

進さんが絞ったタオルのことについては知ってますか。

いいえ、知りません。

聞いてないですか。

はい。

木村さんは最初、進さんを発見した時点では進さんは沈んでいたというふう
に説明をしていませんでしたか。

いいえ、進さんが浮いていると言っていました。

それは間違いないですか。

間違いございません。

発見後ですが、あなた自身は自分の見聞きしたことを警察官には説明をした。
そうですか。

はい、しました。

両親には説明してないですよ。

会っておりませんので。

施設長には説明しましたか。

しました。それはずいぶん後になって、施設長のほうは直接、病院の
ほうに行きましたので、ずっと後になってからです。

何日も後ということですか。

いいえ、その日のうちです。

救急隊とか、あるいは花輪病院の医師とかにあなたが説明したということ
はないですよ。

ありません。

警察官に説明をした、病院の医師や渡辺医師という検死をした医師とか、そ
ういう人に説明したのはみんな木村さんということで理解していいんでしょ
うか。

そうです。私は寮で待機しておりましたので。

両親には誰が連絡したんですか。

私です。両親ではなくて、そこに書いてありますように18時50分に電話をいたしました。でもつながらなかったんですね。その後、お父様が出られました。その時に緊急事態が発生しましたというふうにお父さんのほうに連絡をしました。その時にお母さんがいらっしゃらなくて、連絡を取るというふうにおっしゃっていた記憶がございます。眼球上転のことですが、あなたが警察のほうに眼球上転発作のことを説明したということはあるですか。

ありません。

それも説明をしたのは木村さんだろうということですか。

もし、その警察の方が眼球上転というものを知ったとしたら、多分そうだと思います。私のほうでは事故の状況しか話しておりません。

あなたが駆けつけた時の見た状況ですね。

はい。

あなた自身の認識としては、進さんの眼球上転の原因はてんかんだと思ってましたか。

全然分かりません。

何が原因かということについてはまったく分からなかったですか。

はい、分かりません。

被告エイアイユーインシユアランスカンパニー代理人（花崎）

質問は特にありません。

裁判官（堀内）

食缶を取りに行けるのは、これは午後4時45分からということなんですか。

そうです。

午後5時15分というのはどういう時間なんですか。

その時間帯までに取りに来てくださいということです。

この30分間の間に取りに行けるということですか。

そうです。

食缶を寮から取りに行くのに何分ぐらいかかるんですか。

私どもの寮からですか。すごく近いので3分もかかりませんね。下りですので2分ちょっとで着くと思います。ただ、帰りは上りですので5分ぐらいかかります。

この寮で1人入浴を許している利用者の方と、あるいは常に一緒に入ってる利用者の区別というのはどの辺でつけているんですか。

それは病気のこと、例えば心臓病の病気のある方、あるいはてんかんを持っておられる方、あるいはちょっと痴呆症のほうで1人では湯船の中に入れておくことのできない方、それから、お風呂の中でがぶがぶと水飲みをする方がいるんですね。その方とか、そういう方に関しては必ず職員がついて見守っております。その方達が単独では入浴できない方達です。

進さんは昭和60年頃に入所されてるんですが、いつから1人で入浴を始めたかは把握されていますか。

私は13年度から一緒でしたので、私が13年度に来た時にはもう全て自分で判断できる方で、全部自分でできていました。それ以前のことについては分かりません。

普段は入浴時間はどれくらいかかっていたんですか。

その日によってまちまちで、早かったり、それから遊んでいる時もございますし、何分というふうな時間はちょっと決めつけられません。およそ何分ぐらいたっても出てこないという時にはおかしいなという、そういう目安みたいなのはあったんですか。

進さんに対してはまったくそのようなことはございません。

眼球上転が起きた時に、進さんは1人で歩いたり、階段を上ったり下りたりすることはできたんですか。

歩く姿は見たことがございますけれども、眼球上転中はたいがい2階でなっておりましたので、進さんの部屋は2階でしたので、階段を上り下りするという光景は見たことがございません。

歩いている時にふらついたり、つまずいたり、そういうことはありましたか。
ありません。

亡くなられた後に、お風呂場でこういう事故が起きたのはなぜかという原因は想像されたことはありますか。

分かりません。

裁判官（水野）

あなたが知ってる限りで、進さんが一番長い間、お風呂に入られていたのがどのくらいの時間かお分かりになりますか。

分かりません。

1時間ぐらい入っておられたことは。

そんなには入っておりません。

分からないとおっしゃりながら、1時間は入っておられないとおっしゃると、その間に大体このくらいまで感覚があなたにおありなのかなと思うんですが。

感覚はあっても、1時間という時間帯は入っていないと思います。

三、四十分や四、五十分はあり得るんですか。

はい、あり得ます。

裁判長

先程、誰がお風呂に入って、誰がお風呂から上がってきたかを把握してるんですか。

把握しております。

それはどうするんですか。何かに誰々何時、入浴、退室、そういうのを書くんですか。

いいえ、書きません。

頭の中で誰が何時頃、お風呂に入ったと。

今入ってる人は誰かということです。

この時、記録によれば、吉川さんという人が既に入っておって、それで木村さんは、吉川さんと佐藤さんは仲がよかったのかな。

いえ、仲がいいとかそういう方じゃなくて。

トラブルがないと。

ないという。

ということで、今は吉川さんしか入ってないよということを教えて、お風呂に入ったんじゃないかと記録によれば、そうなってるんですけども、そういう話は聞いてますか。

聞いております。ただ開始した時間については分かりません。

あなたがお風呂場に行かれた時は、吉川さんはまったくいなかったわけですね。

いえ、それも確認しておりません。

そうすると、木村さんは例えば進さんが何時頃、お風呂に入ったというのは当時、把握してたんですか。

そう思います。

あなたは進さんが眼球上転時に何か行動、歩いたり、そういうのを現実に見たことはあるんですか。

あります。

どういう場面を見ましたですか。

買い物にほかの利用者さんを連れていった時に、先に買い物に行っていた進さんに会って、ちょうど百草センターというところにスーパーヤマザキがあるんですけども、その近所で大好きなアイスクリームを食べてて、アイスクリームを食べながら上転してたのを目撃しましたけれども。

それは歩いてたんですか。

いえ、座ってました。あとは歩いてるところも実際、見ております。
それは寮の中ですか、外ですか。

両方ございます。

眼球上転時の歩行は何か特徴がありましたですか。

いつもよりはゆっくりペースです。それは眼球上転で目が上に上がって
しまうので、下を見ようとして一生懸命、自分で努力をして、慎重
になるがゆえにゆっくりとしたペースになるというふうに思っており
ます。

以上